

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月27日提出
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	前田 路子
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	チャイナ・ロード
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2025年10月28日から2026年4月27日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

チャイナ・ロード

（以下「ファンド」といいます。また、愛称として「西遊記」という名称を用いることがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細に

つきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2025年10月28日から2026年 4月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり （ ）
	年6回 （隔月）	欧州		
	年12回 （毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		なし
その他資産 （投資信託証券 （株式一般））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （株式一般））	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファン ド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

■ファンドの特色

1 中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

●実際の運用は中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）を通じて行います。

2 中華経済圏の発展で恩恵を受けられる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定します。

3 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株、深センB株、上海A株および深センA株を投資対象とします。A株への投資は、中国A株マザーファンドを通じて行います。なお、A株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）に投資を行うことがあります。



DRとは

自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

投資対象とする中国の取引所上場の株式

●香港H株

香港H株は、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、資本及び事業の主体が中国本土にあり法人登記が中国で行われた企業の総称です。取引通貨は、香港ドルです。

●香港レッドチップ

香港レッドチップは、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、中国資本（国有企業や省、地方政府など）の傘下であり、法人登記が香港またはバミューダ、ケイマン諸島などで行われた企業のことです。取引通貨は、香港ドルです。

●上海B株・深センB株

海外投資家向け専用に設立された上海B株市場・深センB株市場に上場されている株式です。2001年に国内投資家にも開放されました。上海B株の取引通貨は米ドル、深センB株の取引通貨は香港ドルです。

●上海A株・深センA株

上海A株市場・深センA株市場に上場されている株式です。海外投資家に対しては、QFII制度（適格国外機関投資家制度）などを導入し、対外開放が進められています。取引通貨は、人民元です。

4 | 原則として、実質的に株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。

5 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

● 配分方針

毎年1月28日および7月28日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、この投資信託の信託財産に帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。
- 基準価額が当初元本(1口当たり1円)を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、分配金額の上限を1,500円(1万口当たり、税引前)とします。
- 基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2004年 1月29日	信託契約締結、設定、運用開始
2007年 1月 4日	投資信託振替制度へ移行
2012年10月24日	主要投資対象に中国A株マザーファンドを追加、信託期間を無期限に変更
2015年10月23日	収益分配方針において分配金額に上限を設ける変更

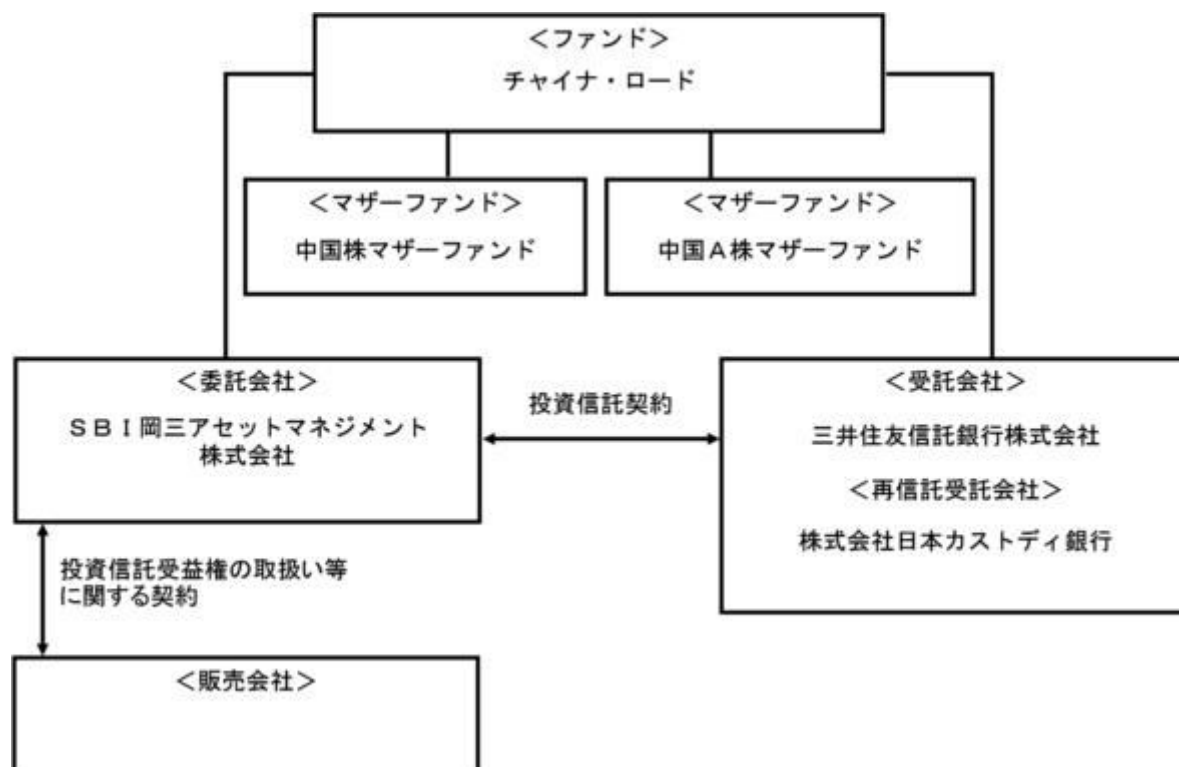
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2025年9月11日現在）

資本金
1億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日	商号を「SBI 岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBI グローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ロ．マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

ハ．原則として、外貨建資産（マザーファンドに属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の為替ヘッジは行いません。

ニ．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等に限りません。）

ハ．金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるものに限りません。）

ニ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主としてS B I 岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社と

し、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券で、イ．の証券の性質を有するもの

ハ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とするマザーファンドの概要

中国株マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
投資対象	中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とします。
投資態度	中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。 中華経済圏の発展で恩恵を受けられる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定いたします。 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海および深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）を上場している場合、投資を行うことがあります。 原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年1月28日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

中国A株マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主に中国国内の取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とします。
投資態度	主に中国国内の取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とし、投資信託財産の成長を目指します。 投資にあたっては、中国A株市場上場株式の中から、利益成長やバリュエーションから見て、中長期的に株価の上昇が見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。 原則として、中国A株の組入比率は高位とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、現金もしくは中国A株以外の証券に投資することがあります。

投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年1月28日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

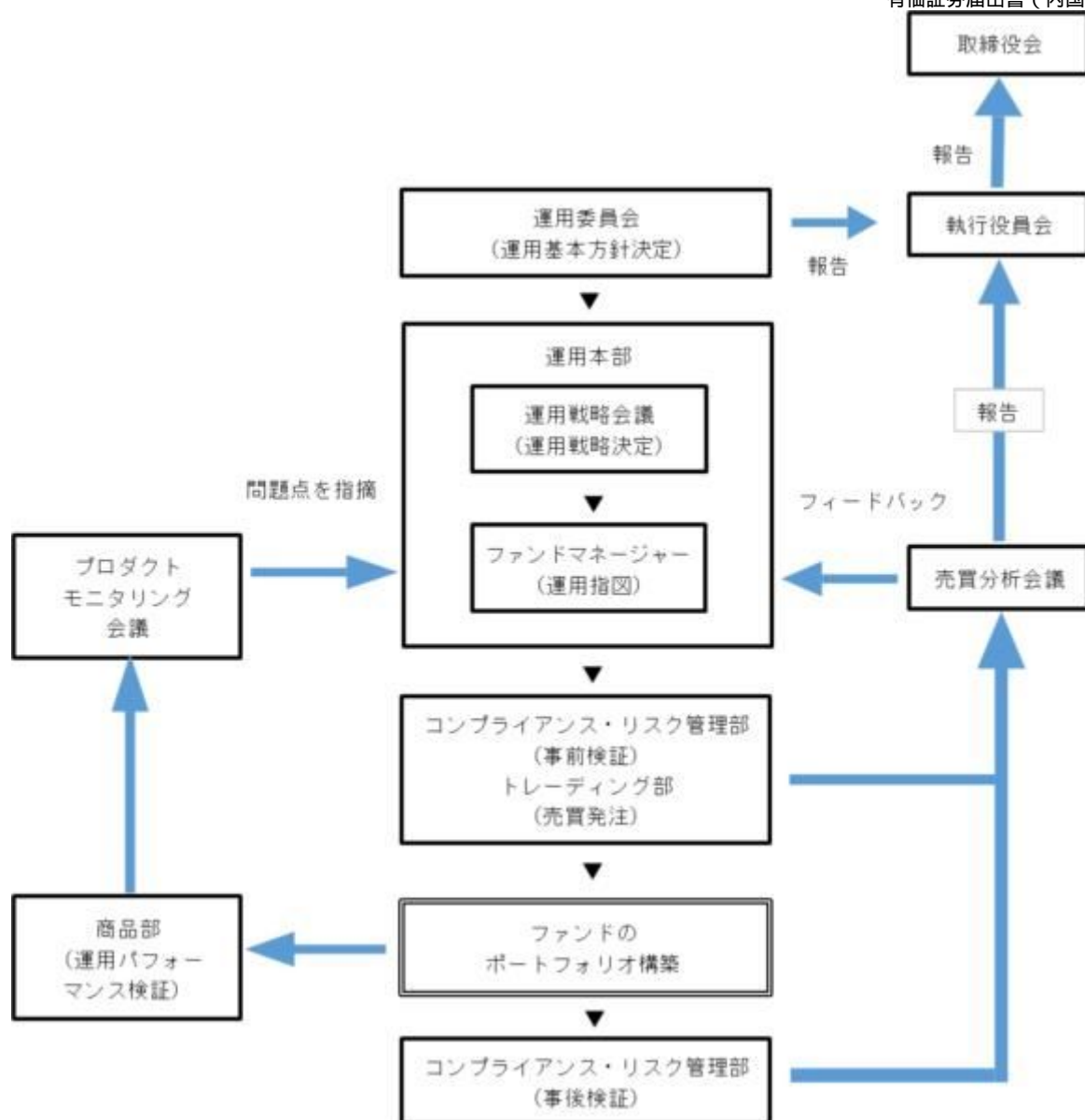
SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、中国現地の運用会社チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドから中国A株を中心とした中国株式に関する投資アドバイスを受けます（ファンドの助言会社ではありません。）。

チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、1998年に設立された中国の大手運用会社です。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
プロダクトモニタリング会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （6名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 （8～10名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、2025年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎年、1月28日及び7月28日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、ファンドの信託財産に帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

基準価額が当初元本（当初1口1円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、分配金額の上限を1,500円（1万口当たり、税引前）とし、また、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資

します。

（５）【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 先物取引等の運用指図
 - a 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
 - b 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - c 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 資金の借入れ
 - a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約

代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条） >

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のaの数がbの数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a 委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
- b 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、中国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

また、投資したリンク債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資したリンク債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式やリンク債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

中国A株投資における主なリスクおよび留意点

- ・ 中国の証券市場および証券投資に関する枠組みには、様々な制限および制約が設けられています。中国当局の政策変更等により、現在の規制・制約等が変更された場合、新たな規制等が設けられた場合、あるいは税制等が変更された場合、ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金の支払いが遅延したり、投資信託財産の一部の回収が困難となる可能性があります。
- ・ ファンドは、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（中国の証券制度における制限及び制約、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、送金制限等）により、委託会社の判断で

ファンドの購入・換金のお申込みの各受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金のお申込みを取消す場合があります。

上記は、中国A株投資における主なリスクおよび留意点であり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

<投資リスクに対する管理体制>（2025年7月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



＊分配金再投資基準価額は、2020年8月末を10,000として指数化しております。

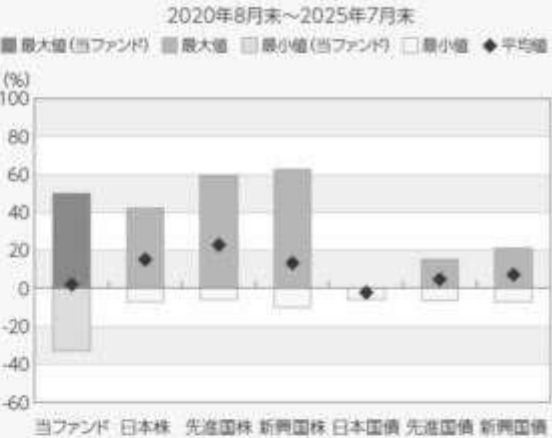
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

＊年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	50.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 32.6	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	2.1	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＊決算日に対応した数値とは異なります。

＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.20%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.98%（税抜1.80%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率1.1%（税抜1.0%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.77%（税抜0.7%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.11%（税抜0.1%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ん。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2025年7月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間（2025年1月29日～2025年7月28日）の総経費率（年率）

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.57%	1.98%	0.59%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

2025年 7月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

チャイナ・ロード

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,761,183,625	98.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	18,014,062	1.01
合計（純資産総額）		1,779,197,687	100.00

（参考）中国株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ケイマン	722,588,253	50.69
	香港	95,755,619	6.72
	中国	551,383,143	38.68
	小計	1,369,727,015	96.10
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	55,657,805	3.90
合計（純資産総額）		1,425,384,820	100.00

（参考）中国A株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ケイマン	13,038,093	3.30

	中国	354,528,563	89.68
	小計	367,566,656	92.98
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	27,755,920	7.02
合計（純資産総額）		395,322,576	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

チャイナ・ロード

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	中国株マザーファンド	299,256,936	4.6033	1,377,569,453	4.6074	1,378,796,406	77.50
2	日本	親投資信託 受益証券	中国Ａ株マザーファンド	92,637,051	4.0755	377,542,301	4.1278	382,387,219	21.49

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

（参考）中国株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	10,000	7,524.31	75,243,120	10,441.98	104,419,800	7.33
2	ケイマン	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テ ク ノ ロ ジ ー ・ ハ ー ド ウ ェ ア お よ び 機 器	100,000	705.64	70,564,200	1,041.34	104,134,500	7.31
3	ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一 般 消 費 財 ・ サ ー ビ ス 流 通 ・ 小 売 り	42,000	1,659.49	69,698,790	2,227.24	93,544,164	6.56
4	中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自 動車部品	36,000	2,004.87	72,175,385	2,299.51	82,782,648	5.81
5	ケイマン	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サー ビス	30,020	2,847.29	85,475,766	2,423.14	72,742,903	5.10
6	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	460,000	125.01	57,507,184	155.77	71,655,948	5.03
7	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	46,000	836.88	38,496,480	1,070.82	49,257,996	3.46
8	中国	株式	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	380,000	101.56	38,595,384	115.07	43,726,980	3.07
9	中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	460,000	76.84	35,346,768	87.11	40,071,336	2.81
10	ケイマン	株式	Q TECHNOLOGY GROUP CO LTD	テ ク ノ ロ ジ ー ・ ハ ー ド ウ ェ ア お よ び 機 器	140,000	139.40	19,516,206	227.09	31,793,832	2.23
11	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK- H	銀行	30,000	816.90	24,507,270	989.99	29,699,730	2.08
12	ケイマン	株式	SINO BIOPHARMACEUTICAL	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	180,000	55.72	10,031,148	143.03	25,745,472	1.81
13	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	240,000	82.54	19,811,232	98.90	23,736,960	1.67

14	香港	株式	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD-H	半導体・半導体製造装置	30,000	428.90	12,867,030	760.80	22,824,000	1.60
15	ケイマン	株式	MEITU INC	メディア・娯楽	110,000	65.99	7,259,934	206.93	22,763,136	1.60
16	ケイマン	株式	SUNNY OPTICAL TECH	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16,000	1,288.74	20,619,918	1,405.57	22,489,248	1.58
17	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	50,000	276.55	13,827,540	442.21	22,110,750	1.55
18	中国	株式	LAOPU GOLD CO L-H	耐久消費財・アパレル	1,500	7,752.55	11,628,828	14,711.97	22,067,955	1.55
19	ケイマン	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	9,038	2,991.84	27,040,304	2,413.63	21,814,460	1.53
20	ケイマン	株式	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	耐久消費財・アパレル	11,000	1,592.75	17,520,271	1,772.66	19,499,304	1.37
21	中国	株式	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	素材	50,000	367.41	18,370,511	387.05	19,352,850	1.36
22	ケイマン	株式	KUAISHOU TECHNOLOGY	メディア・娯楽	14,000	800.74	11,210,388	1,377.04	19,278,672	1.35
23	中国	株式	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	保険	140,000	77.22	10,810,968	120.01	16,802,268	1.18
24	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	110,000	115.26	12,678,732	148.73	16,361,004	1.15
25	中国	株式	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	素材	38,000	283.77	10,783,579	424.14	16,117,548	1.13
26	ケイマン	株式	LI AUTO INC-CLASS A	自動車・自動車部品	8,000	1,749.84	13,998,720	1,987.59	15,900,720	1.12
27	ケイマン	株式	POP MART INTERNATIONAL GROUP	一般消費財・サービス流通・小売り	3,200	1,782.17	5,702,956	4,880.53	15,617,702	1.10
28	ケイマン	株式	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	自動車・自動車部品	44,000	275.02	12,101,285	348.82	15,348,379	1.08
29	ケイマン	株式	JD HEALTH INTERNATIONAL INC	生活必需品流通・小売り	16,000	592.47	9,479,568	955.75	15,292,080	1.07
30	中国	株式	CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	金融サービス	66,000	135.23	8,925,325	213.40	14,084,690	0.99

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	不動産管理・開発	1.79
		エネルギー	2.90
		素材	3.40
		資本財	1.54
		運輸	0.60
		自動車・自動車部品	8.00
		耐久消費財・アパレル	3.46
		消費者サービス	5.56
		メディア・娯楽	12.79
		一般消費財・サービス流通・小売り	9.19
		生活必需品流通・小売り	1.07
		食品・飲料・タバコ	1.39
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.62

		銀行	15.61
		金融サービス	0.99
		保険	6.93
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.44
		電気通信サービス	0.69
		公益事業	3.51
		半導体・半導体製造装置	1.60
合計			96.10

（参考）中国A株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-A	銀行	125,000	177.13	22,141,823	193.41	24,176,779	6.12
2	中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	資本財	3,440	5,333.41	18,346,958	5,750.33	19,781,162	5.00
3	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-A	銀行	120,000	141.53	16,983,928	155.43	18,652,437	4.72
4	中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	500	29,779.77	14,889,886	30,079.64	15,039,824	3.80
5	中国	株式	EASTROC BEVERAGE GROUP CO -A	食品・飲料・タバコ	2,340	5,045.99	11,807,628	5,995.63	14,029,783	3.55
6	中国	株式	VICTORY GIANT TECHNOLOGY -A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,500	1,104.66	3,866,314	3,985.95	13,950,832	3.53
7	ケイマン	株式	CHINA RESOURCES MICROELECT-A	半導体・半導体製造装置	13,097	946.11	12,391,217	995.50	13,038,093	3.30
8	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	保険	10,000	1,055.26	10,552,697	1,259.89	12,598,903	3.19
9	中国	株式	S F HOLDING CO LTD-A	運輸	12,200	815.78	9,952,573	989.48	12,071,704	3.05
10	中国	株式	MIDEA GROUP CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	8,003	1,533.20	12,270,216	1,496.46	11,976,249	3.03
11	中国	株式	BANK OF JIANGSU CO LTD-A	銀行	50,000	206.07	10,303,666	237.82	11,891,240	3.01
12	中国	株式	XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	資本財	60,000	158.54	9,512,992	178.47	10,708,342	2.71
13	中国	株式	BYD CO LTD -A	自動車・自動車部品	4,500	2,046.08	9,207,369	2,255.80	10,151,134	2.57
14	中国	株式	SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	公益事業	30,000	299.04	8,971,349	329.96	9,898,990	2.50
15	中国	株式	IEIT SYSTEMS CO LTD-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7,800	1,106.23	8,628,650	1,140.97	8,899,628	2.25
16	中国	株式	JCET GROUP CO LTD-A	半導体・半導体製造装置	12,000	805.82	9,669,882	737.54	8,850,569	2.24
17	中国	株式	CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,000	786.52	9,438,283	703.51	8,442,158	2.14
18	中国	株式	EOPTOLINK TECHNOLOGY INC L-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,100	1,864.32	3,915,082	3,950.25	8,295,541	2.10
19	中国	株式	BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	運輸	70,000	118.28	8,280,287	113.10	7,917,117	2.00

20	中国	株式	CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,700	706.06	8,260,988	664.91	7,779,486	1.97
21	中国	株式	CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY-A	運輸	32,000	266.67	8,533,469	240.52	7,696,724	1.95
22	中国	株式	GAMBOL PET GROUP CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	4,000	2,043.50	8,174,034	1,905.71	7,622,845	1.93
23	中国	株式	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	2,900	2,639.73	7,655,219	2,584.11	7,493,930	1.90
24	中国	株式	EAST MONEY INFORMATION CO-A	金融サービス	14,000	476.06	6,664,905	494.11	6,917,672	1.75
25	中国	株式	UNISPLENDOR CORP LTD-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,000	520.84	6,770,921	513.62	6,677,149	1.69
26	中国	株式	ACCELINK TECHNOLOGIES CO -A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,000	1,004.63	6,027,800	1,072.90	6,437,456	1.63
27	中国	株式	CITIC SECURITIES CO- A	金融サービス	10,000	558.86	5,588,675	618.01	6,180,124	1.56
28	中国	株式	EMPYREAN TECHNOLOGY CO LTD-A	ソフトウェア・サービス	2,600	2,199.56	5,718,877	2,307.27	5,998,913	1.52
29	中国	株式	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	公益事業	10,000	599.75	5,997,501	595.59	5,955,996	1.51
30	中国	株式	SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	ヘルスケア機器・サービス	1,200	4,822.90	5,787,485	4,938.28	5,925,946	1.50

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 （ % ）
株式	外国	エネルギー	1.28
		資本財	7.71
		運輸	7.00
		自動車・自動車部品	5.14
		耐久消費財・アパレル	3.03
		食品・飲料・タバコ	11.18
		ヘルスケア機器・サービス	1.50
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.97
		銀行	13.84
		金融サービス	3.31
		保険	3.19
		ソフトウェア・サービス	6.54
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16.05
		公益事業	4.01
		半導体・半導体製造装置	7.22
合計			92.98

【投資不動産物件】

チャイナ・ロード

該当事項はありません。

（参考）中国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

チャイナ・ロード

該当事項はありません。

（参考）中国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

チャイナ・ロード

	純資産総額(円)		基準価額（円） （１口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第24期計算期間末（2016年 1月28日）	3,033,996,760	3,033,996,760	0.7676	0.7676
第25期計算期間末（2016年 7月28日）	2,915,802,303	2,915,802,303	0.7744	0.7744
第26期計算期間末（2017年 1月30日）	3,054,400,658	3,054,400,658	0.8808	0.8808
第27期計算期間末（2017年 7月28日）	3,194,450,463	3,194,450,463	0.9806	0.9806
第28期計算期間末（2018年 1月29日）	3,222,088,991	3,673,556,928	1.0705	1.2205
第29期計算期間末（2018年 7月30日）	2,924,258,609	2,924,258,609	0.9309	0.9309
第30期計算期間末（2019年 1月28日）	2,436,077,931	2,436,077,931	0.8041	0.8041
第31期計算期間末（2019年 7月29日）	2,608,154,662	2,608,154,662	0.8682	0.8682
第32期計算期間末（2020年 1月28日）	2,630,622,994	2,630,622,994	0.9125	0.9125
第33期計算期間末（2020年 7月28日）	2,676,280,250	2,676,280,250	0.9835	0.9835
第34期計算期間末（2021年 1月28日）	2,697,969,938	3,072,771,251	1.0798	1.2298
第35期計算期間末（2021年 7月28日）	2,575,649,802	2,575,649,802	0.8991	0.8991
第36期計算期間末（2022年 1月28日）	2,296,756,164	2,296,756,164	0.8387	0.8387
第37期計算期間末（2022年 7月28日）	2,388,234,922	2,388,234,922	0.8373	0.8373
第38期計算期間末（2023年 1月30日）	2,446,616,927	2,446,616,927	0.8331	0.8331
第39期計算期間末（2023年 7月28日）	2,119,010,661	2,119,010,661	0.7260	0.7260
第40期計算期間末（2024年 1月29日）	1,515,281,748	1,515,281,748	0.5859	0.5859
第41期計算期間末（2024年 7月29日）	1,497,134,088	1,497,134,088	0.6382	0.6382
第42期計算期間末（2025年 1月28日）	1,588,265,963	1,588,265,963	0.7475	0.7475
第43期計算期間末（2025年 7月28日）	1,775,657,871	1,775,657,871	0.8713	0.8713
2024年 7月末日	1,471,420,888	—	0.6276	—

8月末日	1,414,749,695	—	0.6090	—
9月末日	1,603,787,823	—	0.6960	—
10月末日	1,659,525,929	—	0.7458	—
11月末日	1,521,329,661	—	0.6964	—
12月末日	1,630,889,072	—	0.7586	—
2025年 1月末日	1,582,382,845	—	0.7455	—
2月末日	1,750,065,732	—	0.8299	—
3月末日	1,719,958,276	—	0.8179	—
4月末日	1,566,882,365	—	0.7463	—
5月末日	1,654,878,296	—	0.7874	—
6月末日	1,709,201,949	—	0.8174	—
7月末日	1,779,197,687	—	0.8742	—

【分配の推移】

チャイナ・ロード

	期間	分配金 (1口当たり)
第24期計算期間	2015年 7月29日～2016年 1月28日	0.000000円
第25期計算期間	2016年 1月29日～2016年 7月28日	0.000000円
第26期計算期間	2016年 7月29日～2017年 1月30日	0.000000円
第27期計算期間	2017年 1月31日～2017年 7月28日	0.000000円
第28期計算期間	2017年 7月29日～2018年 1月29日	0.150000円
第29期計算期間	2018年 1月30日～2018年 7月30日	0.000000円
第30期計算期間	2018年 7月31日～2019年 1月28日	0.000000円
第31期計算期間	2019年 1月29日～2019年 7月29日	0.000000円
第32期計算期間	2019年 7月30日～2020年 1月28日	0.000000円
第33期計算期間	2020年 1月29日～2020年 7月28日	0.000000円
第34期計算期間	2020年 7月29日～2021年 1月28日	0.150000円
第35期計算期間	2021年 1月29日～2021年 7月28日	0.000000円
第36期計算期間	2021年 7月29日～2022年 1月28日	0.000000円
第37期計算期間	2022年 1月29日～2022年 7月28日	0.000000円
第38期計算期間	2022年 7月29日～2023年 1月30日	0.000000円
第39期計算期間	2023年 1月31日～2023年 7月28日	0.000000円
第40期計算期間	2023年 7月29日～2024年 1月29日	0.000000円
第41期計算期間	2024年 1月30日～2024年 7月29日	0.000000円
第42期計算期間	2024年 7月30日～2025年 1月28日	0.000000円
第43期計算期間	2025年 1月29日～2025年 7月28日	0.000000円

【収益率の推移】

チャイナ・ロード

	期間	収益率(%)
第24期計算期間	2015年 7月29日～2016年 1月28日	23.2

第25期計算期間	2016年 1月29日～2016年 7月28日	0.9
第26期計算期間	2016年 7月29日～2017年 1月30日	13.7
第27期計算期間	2017年 1月31日～2017年 7月28日	11.3
第28期計算期間	2017年 7月29日～2018年 1月29日	24.5
第29期計算期間	2018年 1月30日～2018年 7月30日	13.0
第30期計算期間	2018年 7月31日～2019年 1月28日	13.6
第31期計算期間	2019年 1月29日～2019年 7月29日	8.0
第32期計算期間	2019年 7月30日～2020年 1月28日	5.1
第33期計算期間	2020年 1月29日～2020年 7月28日	7.8
第34期計算期間	2020年 7月29日～2021年 1月28日	25.0
第35期計算期間	2021年 1月29日～2021年 7月28日	16.7
第36期計算期間	2021年 7月29日～2022年 1月28日	6.7
第37期計算期間	2022年 1月29日～2022年 7月28日	0.2
第38期計算期間	2022年 7月29日～2023年 1月30日	0.5
第39期計算期間	2023年 1月31日～2023年 7月28日	12.9
第40期計算期間	2023年 7月29日～2024年 1月29日	19.3
第41期計算期間	2024年 1月30日～2024年 7月29日	8.9
第42期計算期間	2024年 7月30日～2025年 1月28日	17.1
第43期計算期間	2025年 1月29日～2025年 7月28日	16.6

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

チャイナ・ロード

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第24期計算期間	395,666,340	482,083,299
第25期計算期間	20,242,475	207,930,026
第26期計算期間	62,463,919	359,842,877
第27期計算期間	175,821,560	385,934,668
第28期計算期間	200,787,653	448,630,438
第29期計算期間	326,504,254	195,002,526
第30期計算期間	101,799,486	213,469,257
第31期計算期間	135,020,936	160,380,923
第32期計算期間	188,180,940	309,712,420
第33期計算期間	154,746,376	316,194,305
第34期計算期間	163,238,474	385,841,866
第35期計算期間	549,388,983	183,384,169
第36期計算期間	107,807,124	233,899,223
第37期計算期間	235,103,755	121,322,651
第38期計算期間	246,244,443	161,808,852
第39期計算期間	131,368,185	149,506,223
第40期計算期間	73,089,446	405,386,769
第41期計算期間	47,496,463	288,064,666

第42期計算期間	29,718,016	250,743,495
第43期計算期間	80,630,800	167,546,319

参考情報

2025年7月31日現在

運用実績

●基準価額・純資産の推移

2015年8月3日～2025年7月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 7月	0.00円
2025年 1月	0.00円
2024年 7月	0.00円
2024年 1月	0.00円
2023年 7月	0.00円
設定来累計	18,527.50円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
中国株マザーファンド	77.50%
中国A株マザーファンド	21.49%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

中国株マザーファンド

銘柄名	業種	国/地域	純資産比率
TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	ケイマン	7.33%
XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび関連	ケイマン	7.31%
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	ケイマン	6.56%
BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	中国	5.81%
MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	ケイマン	5.10%

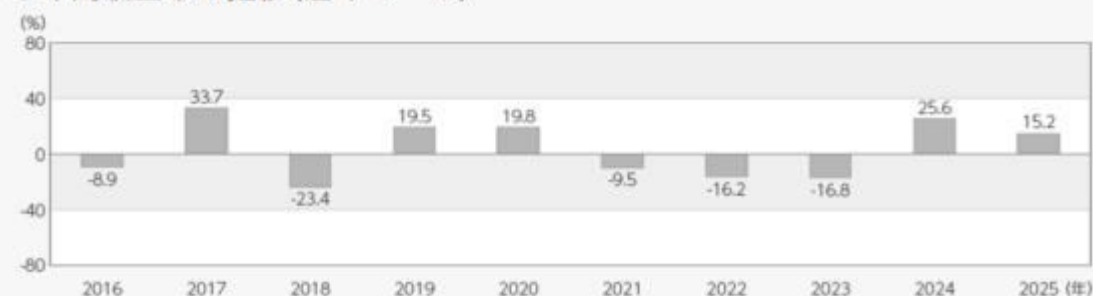
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

中国A株マザーファンド

銘柄名	業種	国/地域	純資産比率
CHINA CONSTRUCTION BANK-A	銀行	中国	6.12%
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	資本財	中国	5.00%
IND & COMM BK OF CHINA-A	銀行	中国	4.72%
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	中国	3.80%
EASTROC BEVERAGE GROUP CO -A	食品・飲料・タバコ	中国	3.55%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドIにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から7月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みま

す。)を加算した額です。

- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 中国の取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資する中国の取引所上場株式は、原則として、中国の取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■ A株リンク債券の評価

マザーファンドを通じて投資する上海A株、深センA株の値動きに連動する債券は、原則として、取引した金融商品取引業者が提示する買取価額で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2004年1月29日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年1月29日から7月28日まで、7月29日から翌年1月28日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】**■ 信託契約の解約（繰上償還）**

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回った場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[信託約款の変更]dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期計算期間（2025年 1月29日から2025年 7月28日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【チャイナ・ロード】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第42期 (2025年 1月28日現在)	第43期 (2025年 7月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,292,964	2,638,819
コール・ローン	98,424,900	38,289,986
親投資信託受益証券	1,496,023,506	1,755,111,754
未収利息	1,226	477
流動資産合計	1,605,742,596	1,796,041,036
資産合計	1,605,742,596	1,796,041,036
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,037,390	3,938,198
未払受託者報酬	855,360	911,081
未払委託者報酬	14,541,173	15,488,391
その他未払費用	42,710	45,495
流動負債合計	17,476,633	20,383,165
負債合計	17,476,633	20,383,165
純資産の部		
元本等		
元本	*1 2,124,775,787	*1 2,037,860,268
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	536,509,824	262,202,397
（分配準備積立金）	209,402,270	215,513,808
元本等合計	1,588,265,963	1,775,657,871
純資産合計	*3 1,588,265,963	*3 1,775,657,871
負債純資産合計	1,605,742,596	1,796,041,036

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第42期 自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
営業収益		
受取利息	73,757	165,729
有価証券売買等損益	265,486,889	275,608,248
営業収益合計	265,560,646	275,773,977
営業費用		
受託者報酬	855,360	911,081
委託者報酬	14,541,173	15,488,391
その他費用	48,650	45,495
営業費用合計	15,445,183	16,444,967
営業利益又は営業損失（ ）	250,115,463	259,329,010
経常利益又は経常損失（ ）	250,115,463	259,329,010
当期純利益又は当期純損失（ ）	250,115,463	259,329,010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	19,783,063	11,685,543
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	848,667,178	536,509,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,823,852	42,212,120
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,823,852	42,212,120
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,998,898	15,548,160
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,998,898	15,548,160
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	536,509,824	262,202,397

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第42期 (2025年 1月28日現在)		第43期 (2025年 7月28日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,124,775,787口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,037,860,268口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	536,509,824円	元本の欠損	262,202,397円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.7475円	1口当たりの純資産額	0.8713円
(10,000口当たりの純資産額	7,475円)	(10,000口当たりの純資産額	8,713円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第42期 自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日		第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A 益額	11,744,043円	費用控除後の配当等収A 益額	22,084,069円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	270,318,526円	収益調整金額 C	266,883,570円
分配準備積立金額 D	197,658,227円	分配準備積立金額 D	193,429,739円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	479,720,796円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	482,397,378円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	2,124,775,787口	当ファンドの期末残存F 口数	2,037,860,268口
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	2,257円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	2,367円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H 額	0円	10,000口当たり分配金H 額	0円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第42期 自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

期 別 項 目	第42期 自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第42期 (2025年 1月28日現在)	第43期 (2025年 7月28日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第42期 自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第43期 自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

第42期 (2025年 1月28日現在)	第43期 (2025年 7月28日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 2,345,801,266円	期首元本額 2,124,775,787円
期中追加設定元本額 29,718,016円	期中追加設定元本額 80,630,800円
期中一部解約元本額 250,743,495円	期中一部解約元本額 167,546,319円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第42期(自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	240,606,011
合計	240,606,011

第43期(自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	271,704,152
合計	271,704,152

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	中国株マザーファンド	299,256,936	1,377,569,453	
		中国 A 株マザーファンド	92,637,051	377,542,301	
	計	銘柄数：2	391,893,987	1,755,111,754	
		組入時価比率：98.8%		100.0%	
合計				1,755,111,754	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「中国株マザーファンド」、「中国 A 株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

中国株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2025年 1月28日現在	2025年 7月28日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			4,997,899	19,772,767
金銭信託			4,301,756	1,794,125

科 目	期 別	注記番 号	2025年 1月28日現在	2025年 7月28日現在
			金額	金額
コール・ローン			37,492,363	26,033,244
株式			1,137,465,891	1,368,923,532
未収配当金			2,805,183	7,616,621
未収利息			467	324
流動資産合計			1,187,063,559	1,424,140,613
資産合計			1,187,063,559	1,424,140,613
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			-	-
負債合計			-	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	318,134,679	309,371,001
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			868,928,880	1,114,769,612
元本等合計			1,187,063,559	1,424,140,613
純資産合計		*2	1,187,063,559	1,424,140,613
負債純資産合計			1,187,063,559	1,424,140,613

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月28日現在		2025年 7月28日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	318,134,679口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	309,371,001口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	3.7313円	1口当たりの純資産額	4.6033円
(10,000口当たりの純資産額	37,313円)	(10,000口当たりの純資産額	46,033円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	2025年 1月28日現在	2025年 7月28日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2025年 1月28日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 7月30日
期首元本額	364,753,406円
期首より2025年 1月28日までの追加設定元本額	1,892,612円
期首より2025年 1月28日までの一部解約元本額	48,511,339円
期末元本額	318,134,679円
2025年 1月28日現在の元本の内訳（＊）	

2025年 1月28日現在	
チャイナ・ロード	306,951,679円
D C チャイナ・ロード	11,183,000円

2025年 7月28日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 1月29日
期首元本額	318,134,679円
期首より2025年 7月28日までの追加設定元本額	2,567,239円
期首より2025年 7月28日までの一部解約元本額	11,330,917円
期末元本額	309,371,001円
2025年 7月28日現在の元本の内訳（＊）	
チャイナ・ロード	299,256,936円
D C チャイナ・ロード	10,114,065円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025年 1月28日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	236,167,597
合計	236,167,597

2025年 7月28日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	294,333,753
合計	294,333,753

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	146,000	4.62	674,520.00	
		CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	18,000	35.15	632,700.00	
		PETROCHINA CO LTD-H	110,000	7.45	819,500.00	
		CHINA HONGQIAO GROUP LTD	32,000	21.55	689,600.00	
		ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	50,000	20.25	1,012,500.00	
		ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	38,000	22.45	853,100.00	
		CITIC LTD	52,000	12.20	634,400.00	
		WEICHA I POWER CO LTD-H	30,000	17.26	517,800.00	
		JD LOGISTICS INC	32,000	14.28	456,960.00	
		BYD CO LTD-H	12,000	129.60	1,555,200.00	
		BYD CO LTD-H NEW	24,000	129.60	3,110,400.00	

GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	44,000	19.46	856,240.00	
LI AUTO INC-CLASS A	8,000	116.90	935,200.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	11,000	90.80	998,800.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	16,000	25.70	411,200.00	
LAOPU GOLD CO L-H	1,500	764.50	1,146,750.00	
MEITUAN-CLASS B	30,020	130.10	3,905,602.00	
TRIP.COM GROUP LTD	700	503.50	352,450.00	
BAIDU INC-CLASS A	4,000	88.60	354,400.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	2,000	184.80	369,600.00	
KINGSOFT CORP LTD	9,000	34.90	314,100.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	14,000	72.50	1,015,000.00	
MEITU INC	110,000	9.99	1,098,900.00	
NETEASE INC	3,000	213.00	639,000.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	10,000	550.50	5,505,000.00	
TENCENT MUSIC ENT - CLASS A	3,000	83.80	251,400.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	42,000	118.00	4,956,000.00	
JD.COM INC-CLASS A	9,038	130.50	1,179,459.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	3,200	245.20	784,640.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	16,000	48.15	770,400.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	36,000	17.04	613,440.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	36,000	11.88	427,680.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	180,000	6.77	1,218,600.00	
THE UNITED LABORATORIES INTE	40,000	15.90	636,000.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	240,000	5.25	1,260,000.00	
BANK OF CHINA LTD-H	460,000	4.67	2,148,200.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	100,000	7.26	726,000.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	460,000	8.30	3,818,000.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	30,000	52.65	1,579,500.00	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	380,000	6.09	2,314,200.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	66,000	11.32	747,120.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	50,000	22.75	1,137,500.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	140,000	6.13	858,200.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	34,000	16.28	553,520.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	46,000	54.50	2,507,000.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	10,000	34.40	344,000.00	
LENOVO GROUP LTD	30,000	10.44	313,200.00	
Q TECHNOLOGY GROUP CO LTD	140,000	11.66	1,632,400.00	
SUNNY OPTICAL TECH	16,000	76.65	1,226,400.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	100,000	57.40	5,740,000.00	
ZTE CORP-H	14,000	26.45	370,300.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	46,000	11.74	540,040.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	28,000	19.76	553,280.00	

	CLP HOLDINGS LTD	7,000	67.15	470,050.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	8,000	64.55	516,400.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	80,000	7.06	564,800.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	70,000	6.95	486,500.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD-H	30,000	42.60	1,278,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	32,000	14.40	460,800.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	18,000	29.95	539,100.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	7,000	50.95	356,650.00	
計	銘柄数：61			72,737,701.00	
				(1,368,923,532)	
	組入時価比率：96.1%			100.0%	
合 計				1,368,923,532	
				(1,368,923,532)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

中国 A 株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2025年 1月28日現在	2025年 7月28日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			11,797,789	8,764,005
金銭信託			386,870	1,213,658
コール・ローン			3,371,803	17,610,514
株式			347,726,422	362,721,378
未収利息			42	219
流動資産合計			363,282,926	390,309,774
資産合計			363,282,926	390,309,774
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			-	-
負債合計			-	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	91,607,555	95,769,627
剰余金				
剰余金又は欠損金()			271,675,371	294,540,147
元本等合計			363,282,926	390,309,774
純資産合計		*2	363,282,926	390,309,774
負債純資産合計			363,282,926	390,309,774

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月28日現在	2025年 7月28日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 91,607,555口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 95,769,627口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 3.9656円 (10,000口当たりの純資産額 39,656円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 4.0755円 (10,000口当たりの純資産額 40,755円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左

期 別	自 2024年 7月30日 至 2025年 1月28日	自 2025年 1月29日 至 2025年 7月28日
項 目		
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	2025年 1月28日現在	2025年 7月28日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2025年 1月28日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 7月30日
期首元本額	102,666,175円
期首より2025年 1月28日までの追加設定元本額	456,441円
期首より2025年 1月28日までの一部解約元本額	11,515,061円
期末元本額	91,607,555円
2025年 1月28日現在の元本の内訳（＊）	
チャイナ・ロード	88,434,211円
D Cチャイナ・ロード	3,173,344円

2025年 7月28日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 1月29日
期首元本額	91,607,555円
期首より2025年 7月28日までの追加設定元本額	8,273,747円
期首より2025年 7月28日までの一部解約元本額	4,111,675円
期末元本額	95,769,627円
2025年 7月28日現在の元本の内訳（＊）	
チャイナ・ロード	92,637,051円
D Cチャイナ・ロード	3,132,576円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025年 1月28日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	32,487,581
合計	32,487,581

2025年 7月28日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	22,138,057
合計	22,138,057

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	中国元	CHINA COAL ENERGY CO-A	20,000	12.19	243,800.00	
		CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	3,440	282.80	972,832.00	
		XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	60,000	8.53	511,800.00	
		BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	70,000	5.57	389,900.00	
		CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY-A	32,000	11.74	375,680.00	
		S F HOLDING CO LTD-A	12,200	47.95	584,990.00	
		BYD CO LTD -A	1,500	337.93	506,895.00	
		NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	5,000	47.16	235,800.00	
		SERES GROUP CO L-A	2,000	129.16	258,320.00	
		MIDEA GROUP CO LTD-A	8,003	72.76	582,298.28	
		EASTROC BEVERAGE GROUP CO -A	2,340	299.93	701,836.20	
		GAMBOL PET GROUP CO LTD-A	4,000	93.29	373,160.00	
		KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	500	1,455.00	727,500.00	
		WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	2,900	123.54	358,266.00	
		SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	1,200	231.84	278,208.00	
		CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	11,700	31.67	370,539.00	
		BANK OF JIANGSU CO LTD-A	50,000	11.37	568,500.00	
		CHINA CONSTRUCTION BANK-A	125,000	9.35	1,168,750.00	
		IND & COMM BK OF CHINA-A	120,000	7.49	898,800.00	
		CITIC SECURITIES CO-A	10,000	29.70	297,000.00	
		EAST MONEY INFORMATION CO-A	14,000	23.99	335,860.00	
		PING AN INSURANCE GROUP CO-A	10,000	58.08	580,800.00	
		360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	20,000	11.04	220,800.00	

	BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	700	305.53	213,871.00	
	EMPYREAN TECHNOLOGY CO LTD-A	2,600	110.56	287,456.00	
	IFLYTEK CO LTD - A	5,300	50.19	266,007.00	
	RANGE INTELLIGENT COMPUTI-A	5,600	51.51	288,456.00	
	ACCELINK TECHNOLOGIES CO -A	6,000	47.80	286,800.00	
	CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	12,000	33.76	405,120.00	
	EOPTOLINK TECHNOLOGY INC L-A	2,100	172.97	363,237.00	
	IEIT SYSTEMS CO LTD-A	7,800	54.89	428,142.00	
	LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	12,000	23.62	283,440.00	
	TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	54,000	4.61	248,940.00	
	UNISPLENDOR CORP LTD-A	13,000	25.04	325,520.00	
	VICTORY GIANT TECHNOLOGY -A	3,500	155.53	544,355.00	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	10,000	28.75	287,500.00	
	SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	30,000	15.42	462,600.00	
	CAMBRICON TECHNOLOGIES-A	100	673.30	67,330.00	
	CHINA RESOURCES MICROELECT-A	13,097	48.28	632,323.16	
	HYGON INFORMATION TECHNOLO-A	1,800	141.49	254,682.00	
	JCET GROUP CO LTD-A	12,000	34.82	417,840.00	
計	銘柄数：41			17,605,953.64	
				(362,721,378)	
	組入時価比率：92.9%			100.0%	
合 計				362,721,378	
				(362,721,378)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

チャイナ・ロード

（2025年 7月31日現在）

資産総額	1,782,053,561円
負債総額	2,855,874円
純資産総額（ - ）	1,779,197,687円
発行済数量	2,035,302,751口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8742円

（参考）中国株マザーファンド

（2025年 7月31日現在）

資産総額	1,425,384,820円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	1,425,384,820円
発行済数量	309,371,001口
1 単位当たり純資産額（ / ）	4.6074円

（参考）中国A株マザーファンド

（2025年 7月31日現在）

資産総額	395,322,576円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	395,322,576円
発行済数量	95,769,627口
1 単位当たり純資産額（ / ）	4.1278円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年7月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年 3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2025年7月末日現在）

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	148	13,648
追加型公社債投資信託	1	3,541
単位型株式投資信託	37	506
単位型公社債投資信託	3	67
合計	189	17,764

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,382,655	14,765,684
有価証券	99,210	73,110
未収委託者報酬	1,705,907	2,072,469
未収運用受託報酬	78,429	15,446
未収投資助言報酬	11,959	11,876
前払費用	115,978	153,984
未収収益	13,481	30,236
その他の流動資産	6,841	12,726
流動資産合計	15,414,463	17,135,533
固定資産		
有形固定資産		
建物	172,509	160,120
器具備品	14,591	13,847
有形固定資産合計	187,100	173,967
無形固定資産		
ソフトウェア	21,685	12,536
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	23,807	14,659
投資その他の資産		
投資有価証券	1,205,407	1,230,152
長期差入保証金	252,250	252,245
前払年金費用	61,691	83,267
その他	480	480
投資その他の資産合計	1,519,829	1,566,145
固定資産合計	1,730,737	1,754,772
資産合計	17,145,200	18,890,306

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31,333	28,552
未払金	991,947	1,179,355
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	925,698	1,163,520
その他未払金	61,247	10,833
未払費用	234,454	237,473
未払法人税等	322,685	452,663
未払消費税等	88,053	134,264
未払配当金	—	200,000
賞与引当金	—	90,000
流動負債合計	1,668,473	2,322,310
固定負債		

退職給付引当金	278,570	228,723
役員退職慰労引当金	7,490	9,360
資産除去債務	94,372	95,344
繰延税金負債	72,083	114,869
固定負債合計	452,516	448,297
負債合計	2,120,990	2,770,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,922,414	3,960,947
利益剰余金合計	3,102,244	4,140,777
株主資本合計	14,669,312	15,707,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	354,897	411,853
評価・換算差額等合計	354,897	411,853
純資産合計	15,024,210	16,119,698
負債・純資産合計	17,145,200	18,890,306

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,123,506	13,077,482
運用受託報酬	108,885	37,259
投資助言報酬	27,675	27,565
その他営業収益	11,259	14,575
営業収益合計	10,271,327	13,156,882
営業費用		
支払手数料	4,867,961	7,012,057
広告宣伝費	121,082	132,774
公告費	15	15
受益権管理費	16,417	15,855
調査費	1,837,996	1,588,269
調査費	236,964	253,114
委託調査費	1,601,031	1,335,154
委託計算費	273,203	297,339
営業雑経費	311,294	353,192
通信費	65,742	64,085
印刷費	158,663	167,468
諸経費	66,665	57,894
協会費	5,247	5,753

諸会費	4,976	5,090
業務委託費	10,000	52,899
営業費用合計	7,427,972	9,399,503
一般管理費		
給料	1,226,095	1,159,164
役員報酬	73,162	76,130
給料・手当	1,103,991	1,079,034
賞与	48,940	4,000
交際費	754	1,852
寄付金	21,265	22,830
旅費交通費	10,992	14,822
租税公課	7,716	15,014
不動産賃借料	259,582	253,559
賞与引当金繰入	—	90,000
退職給付費用	32,395	9,770
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	28,769	25,220
諸経費	333,346	355,125
一般管理費合計	1,922,788	1,949,229
営業利益	920,566	1,808,149

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	18,926	44,774
受取利息	93	13,725
有価証券利息	—	4,822
受取補償金	0	—
雑益	5,602	5,531
営業外収益合計	24,623	68,853
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
為替差損	60	9
支払補償費	0	—
雑損	463	0
営業外費用合計	523	9
経常利益	944,665	1,876,993
特別利益		
投資有価証券売却益	17,222	2,082
投資有価証券償還益	173	17,403
為替差益	—	294
特別利益合計	17,395	19,779
特別損失		
有価証券償還損	—	36
投資有価証券売却損	4,270	6,588
投資有価証券償還損	—	1,752
投資有価証券評価損	50,575	—
特別損失合計	54,845	8,376

税引前当期純利益	907,215	1,888,396
法人税、住民税及び事業税	368,346	645,087
法人税等調整額	51,664	4,776
法人税等合計	316,682	649,863
当期純利益	590,533	1,238,532

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余 金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）								198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	-	-	-	-	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配 当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	-	-	-	-	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 114,869千円

上記の繰延税金負債114,869千円は、繰延税金資産178,529千円と繰延税金負債293,399千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

ります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた76,665千円は、「業務委託費」10,000千円、「諸経費」66,665千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	86,481千円	98,870千円
器具備品	130,930 "	129,597 "
計	217,412 "	228,468 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				

普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	441,359	189,153
合計	693,564	441,359

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 長期差入保証金	252,250	221,769	30,480

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	—
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	47,664

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	221,769	—	221,769

当事業年度（2025年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	—	1,114,461

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	204,580	—	204,580

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				

その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	—	—	—
未収委託者報酬	2,072,469	—	—	—
未収運用受託報酬	15,446	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	—	—	—	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	539,556 — — — 531,900	81,949 — — — 442,000	457,606 — — — 89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	— — — — 117,470	— — — — 122,402	— — — — 4,932
小計		117,470	122,402	4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	673,118 — — — 381,166	81,624 — — — 322,000	591,493 — — — 59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660

貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	— — — — 133,287	— — — — 146,407	— — — — 13,120
小計		133,287	146,407	13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

3．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

当事業年度における減損処理額は、50,575千円（うち、その他50,575千円）であります。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び

退職一時金制度から構成されております。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	514,185	461,310
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
数理計算上の差異の発生額	48,700	17,114
退職給付の支払額	49,654	102,581
その他	630	-
退職給付債務の期末残高	461,310	379,042

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	341,266	368,298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29,842	15,099
事業主からの拠出額	15,123	13,649
退職給付の支払額	19,641	45,026
年金資産の期末残高	368,298	323,663

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	222,295	181,430
年金資産	368,298	323,663
	146,002	142,232
非積立型制度の退職給付債務	239,014	197,611
未積立退職給付債務	93,012	55,379
未認識数理計算上の差異	123,866	90,076
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455
退職給付引当金	278,570	228,723
前払年金費用	61,691	83,267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	--	--

勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の費用処理額	21,994	35,804
確定給付制度に係る退職給付費用	21,147	218

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式	44.0%	43.1%
一般勘定	19.7%	20.7%
債券	22.1%	21.5%
その他	14.2%	14.7%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,397千円、当事業年度11,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	96,357	81,036
役員退職慰労引当金	2,590	3,316
賞与引当金	—	31,131
未払金（賞与）	15,565	—
その他有価証券評価差額金	1,706	4,648
投資有価証券評価損	20,505	11,790
資産除去債務	32,643	33,780
未払事業税	29,366	41,892
その他	8,548	11,144
繰延税金資産小計	207,283	218,739

評価性引当額	38,409	40,209
繰延税金資産の合計	168,874	178,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	189,382	230,334
未収配当金	4,179	7,494
資産除去債務に対応する除去費用	26,057	26,068
前払年金費用	21,339	29,501
繰延税金負債の合計	240,958	293,399
繰延税金資産(負債)の純額	72,083	114,869

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,348千円増加し、その他有価証券評価差額金が5,161千円、法人税等調整額が812千円、それぞれ減少しております。

3．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
期首残高	93,410	94,372
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	94,372	95,344

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	10,123,506
-------	------------

運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業収益	11,259
合計	10,271,327

当事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

当事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略

しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至2025年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	4,281,619	未払手数料	813,246

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）
S B I F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
1株当たり純資産額	13,271円09銭	14,238円74銭
1株当たり当期純利益金額	521円63銭	1,094円01銭

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額	590,533千円	1,238,532千円
普通株主に帰属しない金額	—	—

普通株式に係る当期純利益	590,533千円	1,238,532千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101株	1,132,101株

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	15,024,210千円	16,119,698千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210千円	16,119,698千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (うちA種優先株式)	1,132,101株 (554,701 株)	1,132,101株 (554,701 株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、１株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務

執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

（２）訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2025年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）「販売会社」（資本金の額は、2025年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
アーク証券株式会社	2,619	
阿波証券株式会社	100	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
臼木証券株式会社	175	
株式会社 SBI証券	54,323	
香川証券株式会社	555	
寿証券株式会社	305	
篠山証券株式会社	100	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
東海東京証券株式会社	6,000	
内藤証券株式会社	3,002	
野村證券株式会社	10,000	
ばんせい証券株式会社	1,558	
播陽証券株式会社	112	
二浪証券株式会社	100	

北洋証券株式会社	3,000	
益茂証券株式会社	515	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
むさし証券株式会社	5,000	
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社 荘内銀行	8,500	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 大光銀行	10,000	
株式会社 筑邦銀行	8,000	
株式会社 千葉興業銀行	62,120	
株式会社 琉球銀行	56,967	

ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【その他】

- 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。



独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 裕 子
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 本 直 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS B I 岡三アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月10日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「チャイナ・ロード」の2025年1月29日から2025年7月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「チャイナ・ロード」の2025年7月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。